

「市長と“まちづくり談義”」平井地区で開催します

「元気で、明るい、住みよい荒尾」を目指して、市長が地域へ出向いて皆さんと身近に語り合い、市政に対する意見や提言をお聴きし、懇談したいと考えています。ご来場をお待ちしています。

- 日時 6月3日(金) 午後7時～
- 場所 上井手上地区集落農事集会所

☎秘書広報課 ☎63-1157



住宅用火災警報器
設置は5月31日までに!

6月1日から、今お住まいの住宅の寝室・階段などに住宅用火災警報機の設置が義務付けられます。5月31日までの設置をお願いします。

☎荒尾消防署 ☎63-1121
くらしいきいき課 ☎63-1335

荒尾市の未来への指針づくりに参画しませんか

▶第4次総合計画
(2002年～2011年)の冊子



市では、第5次荒尾市総合計画の審議会委員を募集します

●荒尾市総合計画とは 市民と行政が協働して総合的かつ計画的なまちづくりを行う上での市の指針となるもので、本市の最上位計画と位置づけています。現計画が平成23年度で終了するため、今年度は、平成24年度からの市の将来像とまちづくりの基本理念を定める「基本構想」の策定および、基本構想に基づき具体的な施策を盛り込んだ「前期基本計画」の策定を行います。

●審議会の役割 審議会は、市長の諮問に応じ、荒尾市総合計画の策定に関する事項について、調査審議を行います。

●募集人数 若干名

●任期 任期は委嘱の日から2年間。審議会は、平成23年6月下旬から平成24年2月まで、7回程度開催予定。

●報酬 1回あたり4,900円(交通費はありません)

●応募資格 (次のすべてを満たしている人)

- ①市内居住の20歳以上の人
- ②国・地方の議員や常勤の公務員でない人
- ③平日昼間(2時間程度)の会議に出席できる人

●応募方法 履歴書1通(写真貼付)と応募の動機や荒尾市の将来について400字詰め原稿用紙1～2枚にまとめたものを、下の宛先まで持参または、郵送してください。

〒864-8686(住所記載不要)

荒尾市役所政策企画課 政策経営室

●選考方法 履歴書および応募動機などの書類をもとに選考します。

●募集期間 5月16日(月)～31日(火)

☎政策企画課☎63-1273

就学援助 受け付けは6月からです



荒尾市では、小中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、就学援助制度を設けています。

就学援助制度とは、生活保護に準じた制度で、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象に、次のような援助を行います。ただし、教育委員会で審査を行い、一定の基準により支給対象となるかを決定していますので、申請したからといって、必ず支給される制度ではありません。

●内容 新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、給食費、医療費(ただし特定の病気に対してのみ)

●対象 ①生活保護の停止または廃止があった世帯 ②個人事業税の減免、市町村税の非課税・減免または固定資産税の減免を受けている世帯 ③国民年金保険料の免除を受けている世帯 ④国民健康保険税の減免または猶予を受けている世帯 ⑤児童扶養手当の支給を受けている世帯 ⑥生活福祉資金の貸付を受けている世帯 ⑦その他生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯

●申請に必要な書類 世帯全員の収入が分かる書類と次の書類が必要です。①…生活保護を受けていたことの証

明書または停止・廃止決定通知書の写し ②③④…各税・保険料を減免されたことが分かる書類 ⑤…児童扶養手当受給資格者証の写しなど ⑥…貸付証明書

※収入が分かる書類とは、所得課税証明書(生計同一と認められるすべての人の分が必要です。ただし、16歳以下と高校生・大学生を除く)などです。

●申請書提出期間・場所 6月1日から学校が指定する日までに、各学校に備付けの申請用紙に必要事項を記入し、添付書類とともに直接学校へ提出してください。申請期間を過ぎたら、原則として申請書を受け付けることができません。申請期間を学校に確認し、提出もれがないようご注意ください。

※昨年度、就学援助を受けていた世帯が、本年度も引き続き就学援助を希望する場合も、新たに申請する必要があります。

※お子さんが小学校と中学校に通学している世帯は、それぞれの学校ごとに申請書を提出してください。

※申請期間が過ぎた後で就学援助を希望するような状況があった場合は、各学校にご相談ください。

☎教育振興課 ☎63-1659

**地域と行政のハイプ役
行政協力員 新任12人**

5月1日付けで、127人の人を市行政協力員として委嘱しました。そのうち、新任12人の皆さんをご紹介します。
(任期は平成24年4月30日まで)

●新任の行政協力員(敬称略)

【貝塚】

前広豊成 ☎62・0153

【境崎東】

福島任孝 ☎63・0829

【万田西】

稲益弘俊 ☎63・2115

【万田東】

北園敏光 ☎62・1169

【深瀬】

松岡昭憲 ☎66・0765

【みどり】

仁科正司 ☎66・0063

【菰屋南・北】

高浜 紘 ☎68・1416

【八幡台1丁目】

前川哲也 ☎68・7261

【蔵満】

谷口巨志 ☎63・2362

【中一部】

中尾英士 ☎62・6508

【揚増永】

小山俊伸 ☎62・1962

【猫宮】

永野 猛 ☎63・0248

○前任の皆さんには長い間ご協力いただき、ありがとうございます。ございました。

●総務課 ☎63・1209

6月は環境美化の月行事にご参加ください

6月環境美化の月行事にご協力をお願いします。詳しくは6月1日号に掲載します。

【主要道路の清掃】

市内主要幹線道路の清掃を行います。

●日時 6月10日(金)、午後2時

●集合場所 市役所玄関前

【環境美化行動の日】

あらかしモールと運動公園周辺の市民参加による清掃活動です。地域周辺の自主清掃をお願いします。

●日時 6月12日(日)、午前8時30分

●集合場所 観光物産館前

【環境美化功労者の表彰式】

永年ボランティアとして環境美化作業を実施している団体と個人を表彰します。

●日時 6月28日(火)、午前9時30分

●場所 市役所

●環境保全課 ☎63・1370

**県立劇場文化事業が
障がい者割引されます**

熊本県立劇場では、障害者手帳を持っている人を対象に、障がい者割引制度を実施していますので、ご利用ください。付き添いが必要な場合、付き添いの人1人まで割引の対象です。

※障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちください。

●熊本県立劇場

☎096・363・2233

FAX 096・371・5246

荒尾市社会福祉振興基金助成金を交付します

民間団体や企業、住民組織の創意と工夫を凝らした自主的な福祉活動を支援するため、助成金を交付します。

●対象となる主な活動 高齢者の保健福祉の増進や障がい者の社会参加と自立促進に寄与する事業など、福祉活動の向上を増進する事業

●助成期間と金額 原則として一年間、一団体につき30万円までを上限

●募集期間 5月16日(月)

〔6月15日(水)〕

※申請に必要な書類など詳しくはおたずねください。

●福祉課(①・3番窓口) ☎63・1406

**ふれあいスポーツの日
6月から時間を変更**

「ふれあいスポーツの日」の時間を、6月から次の通り変更します。ご来場をお待ちしています。

●日時 毎週木曜、午前9時30分～11時30分

【ビーチボールバレー】

●日時 毎週木曜、午前10時～正午

●場所 多目的広場

【ビーチボールバレー】

●日時 毎週木曜、午前10時～正午

●場所 市民体育館

●社会体育課 ☎62・5163

のびのび健康



専門医による心の悩み相談、ご利用ください

こころの悩みや不安がある人で、専門医への相談を希望する人はご相談ください。秘密は堅く守られます

●相談日 原則として毎月第2・4水曜、午後2時～4時(予約制)

●相談担当 精神科医師

●場所 市保健センター、市役所、有明保健所

●申込先 市福祉課または有明保健所へ、事前に電話で予約してください。

●料金 無料

●市役所福祉課 ☎63・1406(①・2番窓口)

●熊本県有明保健所 保健予防課 精神保健担当(玉名市大字岩崎1004の1) ☎72・2184

不妊専門相談 電話による相談日時を変更

不妊治療に関する相談や不妊による心の悩みなどについて、助産師など専門相談員が相談をお受けしています。

平成23年4月から、電話相談の日時が変更になりました。

●電話相談の日時(変更後)

月～土曜、午前9時～午後8時

●場所 熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)

●有明保健所 ☎72・2184